

5月8日から 感染症法上の位置づけが 変わりました!

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症になりました

感染防止策は個人の自主的な判断で取り組んで
いただくこととなります

県民の皆様へ

基本的な感染防止策（自主的に判断して実施）



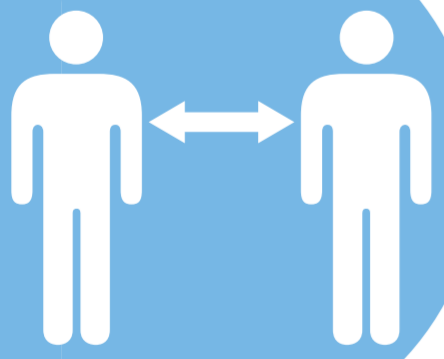
マスクの着用

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクを着用しましょう



手洗い等の手指衛生、換気の実施

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた感染防止策として引き続き有効です



「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期においては、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所、不特定多数の人がいる混雑した場所などは避けましょう



健康的な日常生活

健康状態に応じた運動や食事等、適切な生活習慣に取り組みましょう



新型コロナワクチンの接種

高齢者等重症化リスクの高い方は、ワクチン接種を推奨します



体調不良時の備え

抗原定性検査キットや自宅療養に必要な解熱鎮痛薬をあらかじめ準備しておきましょう